

30年度事業報告書

社会福祉法人みやび ひかりこども園

1 保育園の運営

- (1) 所在地 大阪府泉佐野市南中樫井1065番地
- (2) 利用定員 1号 15名 (保育を必要とする園児以外の園児)
 2・3号 80名 (保育を必要とする園児)
- (3) 児童数

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
4月	6	16	18	10	11	17	73
(うち1号)				2	4	5	11
5月	6	17	17	10	11	17	71
(うち1号)				3	4	5	12
6月	6	17	17	10	11	17	71
(うち1号)				2	4	5	11
7月	7	17	17	10	11	17	72
(うち1号)				2	4	5	11
8月	7	19	17	10	10	17	73
(うち1号)				2	4	5	11
9月	8	19	16	10	10	17	74
(うち1号)				2	4	5	11
10月	9	19	16	10	10	17	74
(うち1号)				3	4	5	12
11月	9	19	16	10	10	18	77
(うち1号)				3	4	5	12
12月	9	19	16	11	10	18	80
(うち1号)				5	4	6	15
1月	9	19	16	11	10	18	81
(うち1号)				5	4	6	15
2月	9	19	17	11	10	18	81
(うち1号)				5	4	6	15
3月	9	19	17	11	10	18	81
(うち1号)				5	4	6	15

(4) 職員 園長1名、主幹保育教諭2名、保育教諭22名、栄養士1名、
看護師1名、事務員1名、バス乗務員1名、バス添乗員1名

(5) 事業期間 2018年4月1日～2019年3月31日

(6) 年間開園日数 288日

開園時間 7:30～18:30(11時間)

教育時間 9:00～16:00(7時間)

保育時間 9:00～17:00(8時間)

教育週数 48週

長期休業日 8月14日～16日、12月29日～1月3日、3月31日

臨時休業 9月4日～8日(台風23号の被害による停電のため)

延長保育時間 18:30～19:00

2 保育理念

児童福祉法、その他関係法令・条例に基づき、乳幼児に対し教育・保育を行い、子どもの健やかな成長が図られるよう快適な環境を与えて、その心身の健全な発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。

3 保育目標

じょうぶでよく遊びよく学ぶ子ども ・ やさしく思いやりのある子ども ・ 意欲をもつ子ども ・ 感性豊かな子ども

4 保育方針

家庭や地域と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を充分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るという保育所における保育の基本に則り、子どもの持っている限りない可能性(能力や個性等)を伸びやかに育み、生涯にわたる人間形成の基礎を養うことを保育の方針とした。

保育は次の諸事項を心がける。

1. 十分に擁護の行き届いた環境の下で、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
2. 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
3. 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養うこと。

4. 豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
5. 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

5 保育内容について

保育方針をより具体化するため、また、子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを育成するためのねらいとして「集団・仲間づくり」「健康な身体と体力づくり」「言語力、思考力を培う」「情操を育てる」「豊かな感性を育てる」「基本的な生活習慣をつける」の6つの事項を掲げた。

また、年間保育計画を策定し、その計画に基づいて各年齢に年間目標をたて、さらに、子どもたちの発達状況を見ながら各月ごとに、生活・運動と遊び・人との関わりの分野ごとのカリキュラムを作成して、保育内容の充実を図った。

障害のある子ども等に対する保育については、一人ひとりの子どもの発達や障害の状況を把握し、指導計画の中に位置づけて、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通して、両者がともに健全な発達を図った。

主な年行事

4月	入園式、家庭訪問、内科検診、遠足（3～5才）
5月	中学生体験学習、小学生との交流会
6月	運動会、人形劇、歯科検診
7月	プール、七夕会
8月	プール、宿泊保育、納涼の夕べ
9月	保育参観
10月	遠足（3～5才）、個人懇談会、内科検診
11月	作品展、中学生職業体験、芋ほり、焼き芋大会
12月	社会見学（5才）、もちつき大会、クリスマス会、しめ縄づくり
1月	十日戎
2月	節分会、生活発表会、人形劇
3月	お別れ遠足（5才）、お別れ会、卒園式

その他、誕生日会、英語教室を実施。周辺地域における家庭で育児をしている親子を支援するための子育てサロンに月1回参加し、育児相談等を実施。

6 子育て支援事業

(内容) 地域の家庭から子どもの養育に関する問題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報提供および助言その他必要な援助を行いました。

相談者のプライバシー保護のため、来園された場合は、相談室等で実施しました。相談内容によっては、地域の民生児童委員や泉佐野市の総合生活相談員、家庭児童相談室等と連携し、解決に結びつけました。また、本相談事業を地域の住民の方々に知ってもらうために、事業内容や連絡先等を当園のホームページ等に掲載しました。

(対象) 地域の子育て家庭

(実施日及び実施時間) 月曜日～金曜日(祝祭日は除く。)

午前10時～午後4時まで

(従事する職員) 主幹保育教諭 2名

(利用する施設) ひかりこども園の育児相談室等

(利用料) 無料

7 安全管理

消防計画に則り、防災訓練の計画や消防用設備の点を随時実施。防災訓練を毎月実施。

8 衛生管理

子ども及び職員の清潔保持、施設内外の消毒等を実施。児童への手洗い指導の実施。

9 食に対する取り組み

栄養バランスを考えた献立の作成及び自園給食の提供。クッキングの実施。アレルギーへの対応。給食衛生管理への対応。児童へのお箸指導、歯磨き指導、食事とマナー指導の実施。

10 情報公開

よいこネット及びホームページの定期更新により、実施しているサービス内容や経営内容などの情報についての透明性の確保に努めた。

11 職員研修

職員には、自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本的な知識と技能及び専

専門的知識を高め、研修で学んだことを日々の保育活動等に生かしていく必要がある観点から、年間に様々な研修に参加し、その報告を行い、共有した。キャリアアップできる組織体整備の整備を行った。

社会福祉法人みやび定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人みやびという。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を大阪府泉佐野市南中樫井1065番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長、理事長以外の理事のうち一名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に

ついて異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪府泉佐野市南中樫井 1065 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建ひかりこども園

園舎 1 棟 延面積 2,097.07 平方メートル

附属建物 1 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ボイラー室
18.00 平方メートル

附属建物 2 鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ボイラー
室・倉庫 29.10 平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、泉佐野市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、泉佐野市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実

な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、泉佐野市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を泉佐野市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人みやびの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、

この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	榎並	雅子
常務理事	東妻	篤人
理事	石川	和子
〃	池本	照美
〃	東谷	寛治
〃	森	文三郎
監事	谷口	昇一郎
〃	积迦堂	正和

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

2 第五条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

法人本部拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計	
		法人本部				
事業活動による収支	収入					
		事業活動収入計 (1)	0	0	0	
	支出	人件費支出	6,000,000	6,000,000	0	6,000,000
		役員報酬支出	6,000,000	6,000,000	0	6,000,000
		事務費支出	16,552	16,552	0	16,552
		業務委託費支出	15,552	15,552	0	15,552
		その他の委託費支出	15,552	15,552	0	15,552
租税公課支出	1,000	1,000	0	1,000		
	事業活動支出計 (2)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出					
		施設整備等支出計 (5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0	0	
収入	拠点区分間繰入金収入	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
	その他の活動収入計 (7)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
支出						

法人本部拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計	
		法人本部				
その他の活動による収支	支出					
	その他の活動支出計 (8)	0	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)		0	0	0	0	
前期末支払資金残高 (11)		0	0	0	0	
当期末支払資金残高 (10)+(11)		0	0	0	0	

法人本部拠点区分 事業活動明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計		
		法人本部					
サービス活動増減の部	収						
	益						
		サービス活動収益計 (1)	0	0	0	0	
	費用	人件費	6,000,000	6,000,000	0	6,000,000	
		役員報酬	6,000,000	6,000,000	0	6,000,000	
		事務費	16,552	16,552	0	16,552	
		業務委託費	15,552	15,552	0	15,552	
		その他の委託費	15,552	15,552	0	15,552	
租税公課		1,000	1,000	0	1,000		
	サービス活動費用計 (2)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552		
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552		
サービス活動外増減の部	収						
	益						
		サービス活動外収益計 (4)	0	0	0	0	
	費用						
		サービス活動外費用計 (5)	0	0	0	0	
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0	0		
	経常増減差額 (7)=(3)+(6)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552		

ひかりこども園拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計	
		ひかりこども園				
事業活動による収支	収入					
		保育事業収入	152,413,346	152,413,346	0	152,413,346
		施設型給付費収入	128,894,630	128,894,630	0	128,894,630
		施設型給付費収入	117,458,590	117,458,590	0	117,458,590
		利用者負担金収入	11,436,040	11,436,040	0	11,436,040
		その他の事業収入	23,518,716	23,518,716	0	23,518,716
		補助金事業収入	22,038,640	22,038,640	0	22,038,640
		受託事業収入	4,500	4,500	0	4,500
		その他の事業収入	1,475,576	1,475,576	0	1,475,576
		受取利息配当金収入	51,223	51,223	0	51,223
		その他の収入	2,206,978	2,206,978	0	2,206,978
		利用者等外給食費収入	1,516,300	1,516,300	0	1,516,300
		雑収入	690,678	690,678	0	690,678
		雑収入	690,678	690,678	0	690,678
	事業活動収入計 (1)	154,671,547	154,671,547	0	154,671,547	
支出		人件費支出	88,837,573	88,837,573	0	88,837,573
		職員給料支出	39,145,909	39,145,909	0	39,145,909
		職員賞与支出	8,548,400	8,548,400	0	8,548,400
		非常勤職員給与支出	23,318,448	23,318,448	0	23,318,448
		派遣職員費支出	8,399,646	8,399,646	0	8,399,646
		退職給付支出	650,000	650,000	0	650,000
		法定福利費支出	8,775,170	8,775,170	0	8,775,170
		事業費支出	13,063,404	13,063,404	0	13,063,404
		給食費支出	6,116,950	6,116,950	0	6,116,950
		保健衛生費支出	386,616	386,616	0	386,616
		保育材料費支出	1,827,233	1,827,233	0	1,827,233
		水道光熱費支出	3,903,525	3,903,525	0	3,903,525
		燃料費支出	100,000	100,000	0	100,000

ひかりこども園拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計
		ひかりこども園			
事業活動による収支	消耗器具備品費支出	264,917	264,917	0	264,917
	保険料支出	262,550	262,550	0	262,550
	車輛費支出	201,613	201,613	0	201,613
	事務費支出	28,182,372	28,182,372	0	28,182,372
	福利厚生費支出	2,569,635	2,569,635	0	2,569,635
	旅費交通費支出	46,660	46,660	0	46,660
	研修研究費支出	457,868	457,868	0	457,868
	事務消耗品費支出	627,670	627,670	0	627,670
	印刷製本費支出	116,563	116,563	0	116,563
	燃料費支出	6,933	6,933	0	6,933
	修繕費支出	1,617,837	1,617,837	0	1,617,837
	通信運搬費支出	421,319	421,319	0	421,319
	広報費支出	145,800	145,800	0	145,800
	業務委託費支出	17,936,590	17,936,590	0	17,936,590
	給食委託費支出	9,300,000	9,300,000	0	9,300,000
	清掃委託費支出	6,560,640	6,560,640	0	6,560,640
	その他の委託費支出	2,075,950	2,075,950	0	2,075,950
	手数料支出	1,019,756	1,019,756	0	1,019,756
	保険料支出	281,820	281,820	0	281,820
	賃借料支出	362,037	362,037	0	362,037
	土地・建物賃借料支出	1,713,000	1,713,000	0	1,713,000
	租税公課支出	186,100	186,100	0	186,100
	保守料支出	234,252	234,252	0	234,252
	雑支出	438,532	438,532	0	438,532
	雑支出	438,532	438,532	0	438,532
	事業活動支出計 (2)		130,083,349	130,083,349	0
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		24,588,198	24,588,198	0	24,588,198

ひかりこども園拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位:円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計		
		ひかりこども園					
施設整備等による収支	収入						
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	0	
	支出	固定資産取得支出	1,047,708	1,047,708	0	1,047,708	
		器具及び備品取得支出	1,047,708	1,047,708	0	1,047,708	
		施設整備等支出計 (5)	1,047,708	1,047,708	0	1,047,708	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	1,047,708	1,047,708	0	1,047,708		
その他の活動による収支	収入						
		その他の活動収入計 (7)	0	0	0	0	
	支出	拠点区分間繰入金支出	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
		その他の活動支出計 (8)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
		その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	6,016,552	6,016,552	0	6,016,552	
	当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)	17,523,938	17,523,938	0	17,523,938		
前期末支払資金残高 (11)		18,630,369	18,630,369	0	18,630,369		
当期末支払資金残高 (10)+(11)		36,154,307	36,154,307	0	36,154,307		

ひかりこども園拠点区分 事業活動明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計
		ひかりこども園			
収益	保育事業収益	152,413,346	152,413,346	0	152,413,346
	施設型給付費収益	128,894,630	128,894,630	0	128,894,630
	施設型給付費収益	117,458,590	117,458,590	0	117,458,590
	利用者負担金収益	11,436,040	11,436,040	0	11,436,040
	その他の事業収益	23,518,716	23,518,716	0	23,518,716
	補助金事業収益	22,038,640	22,038,640	0	22,038,640
	受託事業収益	4,500	4,500	0	4,500
	その他の事業収益	1,475,576	1,475,576	0	1,475,576
	サービス活動収益計 (1)		152,413,346	152,413,346	0
サービス活動増減の部 費用	人件費	88,837,573	88,837,573	0	88,837,573
	職員給料	39,145,909	39,145,909	0	39,145,909
	職員賞与	8,548,400	8,548,400	0	8,548,400
	非常勤職員給与	23,318,448	23,318,448	0	23,318,448
	派遣職員費	8,399,646	8,399,646	0	8,399,646
	退職給付費用	650,000	650,000	0	650,000
	法定福利費	8,775,170	8,775,170	0	8,775,170
	事業費	13,063,404	13,063,404	0	13,063,404
	給食費	6,116,950	6,116,950	0	6,116,950
	保健衛生費	386,616	386,616	0	386,616
	保育材料費	1,827,233	1,827,233	0	1,827,233
	水道光熱費	3,903,525	3,903,525	0	3,903,525
	燃料費	100,000	100,000	0	100,000
	消耗器具備品費	264,917	264,917	0	264,917
	保険料	262,550	262,550	0	262,550
	車輛費	201,613	201,613	0	201,613
	事務費	28,182,372	28,182,372	0	28,182,372
	福利厚生費	2,569,635	2,569,635	0	2,569,635

ひかりこども園拠点区分 事業活動明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計
		ひかりこども園			
サービス活動増減の部	旅費交通費	46,660	46,660	0	46,660
	研修研究費	457,868	457,868	0	457,868
	事務消耗品費	627,670	627,670	0	627,670
	印刷製本費	116,563	116,563	0	116,563
	燃料費	6,933	6,933	0	6,933
	修繕費	1,617,837	1,617,837	0	1,617,837
	通信運搬費	421,319	421,319	0	421,319
	広報費	145,800	145,800	0	145,800
	業務委託費	17,936,590	17,936,590	0	17,936,590
	給食委託費	9,300,000	9,300,000	0	9,300,000
	清掃委託費	6,560,640	6,560,640	0	6,560,640
	その他の委託費	2,075,950	2,075,950	0	2,075,950
	手数料	1,019,756	1,019,756	0	1,019,756
	保険料	281,820	281,820	0	281,820
	賃借料	362,037	362,037	0	362,037
	土地・建物賃借料	1,713,000	1,713,000	0	1,713,000
	租税公課	186,100	186,100	0	186,100
	保守料	234,252	234,252	0	234,252
	雑費	438,532	438,532	0	438,532
	雑費	438,532	438,532	0	438,532
	減価償却費	4,382,836	4,382,836	0	4,382,836
	国庫補助金等特別積立金取崩額	1,818,523	1,818,523	0	1,818,523
		サービス活動費用計 (2)	132,647,662	132,647,662	0
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	19,765,684	19,765,684	0	19,765,684
収益	受取利息配当金収益	51,223	51,223	0	51,223
	その他のサービス活動外収益	2,206,978	2,206,978	0	2,206,978
	利用者等外給食収益	1,516,300	1,516,300	0	1,516,300

ひかりこども園拠点区分 事業活動明細書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 みやび

(単位:円)

勘定科目		サービス区分	合計	内部取引消去	拠点区分合計	
		ひかりこども園				
サービス活動外増減の部	雑収益	690,678	690,678	0	690,678	
	雑収益	690,678	690,678	0	690,678	
	サービス活動外収益計 (4)	2,258,201	2,258,201	0	2,258,201	
	サービス活動外費用計 (5)	0	0	0	0	
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	2,258,201	2,258,201	0	2,258,201	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		22,023,885	22,023,885	0	22,023,885	

財 産 目 録

平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金		—		—	—	188,837
当座預金		—		—	—	1,174,977
普通預金		—		—	—	36,960,029
定期預金		—		—	—	266,742
			小計			38,590,585
事業未収金		—		—	—	2,083,865
未収補助金		—		—	—	389,000
			流動資産合計			41,063,450
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2005年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	9,634,000	6,312,194	3,321,806
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2005年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	27,029,000	16,347,128	10,681,872
			小計			14,003,678
			基本財産合計			14,003,678
(2) その他の固定資産						
建物	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2005年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	3,120,000	2,594,592	525,408
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2005年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	600,000	498,960	101,040
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2005年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	1,050,000	767,340	282,660
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2005年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	3,711,000	3,067,692	643,308
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2006年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	1,354,500	1,032,531	321,969
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2006年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	610,800	462,582	148,218
	(ひかりこども園)大阪府泉佐野市南中樫井1065	2006年度	第2種社会福祉事業である保育所に使用	6,825,000	4,966,211	1,858,789
			小計			3,881,392
構築物	施設駐車場舗装工事 他11件	—	第2種社会福祉事業である保育所に使用	19,518,000	13,835,090	5,682,910
車輛運搬具	日産 キャラバン 他2件	—	第2種社会福祉事業である保育所に使用	5,790,000	5,789,997	3
器具及び備品	テレビ 他26件	—	第2種社会福祉事業である保育所に使用	7,060,456	5,742,938	1,317,518

ソフトウェア 保育所施設・設備整備積立資産	給食献立ソフト 他1件	—	第2種社会福祉事業である保育所に使	1,339,980	—	690,441	649,539
							27,000,000
その他の固定資産合計							38,531,362
固定資産合計							52,535,040
資産合計							93,598,490
II 負債の部							
1 流動負債							
事業未払金 預り金		—		—	—		3,814,519
		—		—	—		1,094,624
流動負債合計							4,909,143
2 固定負債							
固定負債合計							0
負債合計							4,909,143
差引純資産							88,689,347

社会福祉法人みやび 評議員名簿

H29/4/1～H33/6

役 職	氏 名
評議員	桶 谷 正 昭
評議員	内 田 智 之
評議員	竹 谷 篤 史
評議員	塩 路 文 子

役員報酬等規程

社会福祉法人みやび

社会福祉法人みやび 役員等報酬規程

(適用の範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやび（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程における評議員とは、法人定款の定めによる評議員会の委員をいう。

(役員、評議員の報酬及び実費弁償等)

第3条 役員、評議員の報酬は、その地位にあることのみによっては支払わない。

2 理事会及び評議員会への出席への報酬及び実費弁償等は支払わない。

(常勤役員報酬)

第4条 常態として法人の業務全般にあたる業務執行理事には、別表1により、毎月一定の常勤役員報酬を支払うことができる。ただし、実費弁償費は支払わない。

2 常勤の業務執行理事は、この法人を勤務場所とし、週25時間以上勤務する者をいう。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日は毎月28日とする。ただし、支給日が銀行休業日の場合は、前営業日に支払う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
常勤役員報酬	月額500,000円	無し

常勤役員業務内容

- ・施設長等との打ち合わせ（経営戦略会議等）
- ・業務実績評価
- ・予算執行管理
- ・組織体制のマネジメント
- ・施設内点検
- ・全般指導

社会福祉法人みやび 役員名簿

2019/6/15

役 職	氏 名
理 事 長	榎 並 雅 子
常務理事	東 妻 篤 人
理 事	住 吉 玲 子
理 事	池 本 照 美
理 事	积迦堂 正 和
理 事	美濃出 尚 紀
監 事	谷 口 昇一郎
監 事	東 谷 寛